

議案第15号

城陽市社会教育委員の委嘱の基準等に関する条例の一部改正について

城陽市社会教育委員の委嘱の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

令和4年2月21日提出  
(2022年)

城陽市長 奥田敏晴

城陽市社会教育委員の委嘱の基準等に関する条例の一部を改正する条例

城陽市社会教育委員の委嘱の基準等に関する条例（昭和37年城陽市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 現 行                                | 改 正 後                                 |
|------------------------------------|---------------------------------------|
| (定数)<br>第3条 委員の定数は <u>15名</u> とする。 | (定数)<br>第3条 委員の定数は、 <u>15人以内</u> とする。 |

附 則

この条例は、令和4年（2022年）4月1日から施行する。

## 提案理由

城陽市執行機関等の附属機関の設置等に関する条例（平成26年条例第15号）に規定されている附属機関の委員定数の表記方法との整合性を図るため、城陽市社会教育委員の委員定数を改正したいので、社会教育法（昭和24年法律第207号）第18条の規定に基づいて、本案を提案するものである。

## 参照条文

社会教育法（抜粋）

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第18条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

## 参考資料

### 城陽市社会教育委員の委嘱の基準等に関する条例の一部改正条例要綱

#### 1 改正理由

城陽市執行機関等の附属機関の設置等に関する条例（平成26年条例第15号）に規定されている附属機関の委員定数の表記方法との整合性を図るため、城陽市社会教育委員の委員定数を改正したいので、所要の改正を行うもの。

#### 2 改正の内容

(1) 所要の改正を行うもの。

ア 委員の定数を15人以内とする（第3条）。

#### 3 施行期日

令和4年（2022年）4月1日